

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人ひとりの生徒が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
- VI 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）
- VII いじめ未然防止年間計画

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜「いじめ防止対策推進法第2条」より＞

I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立坂本中学校

いじめをしない！させない！許さない！



いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜「いじめ防止対策推進法第2条」より＞



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

＜「いじめ」未然防止への積極的な指導―「絆づくり」と「居場所づくり」＞

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。そのための「場づくり（場や機会の提供）」に教職員は徹する。

「居場所づくり」とは、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすこと。

教師主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはならない。教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てる。

文部科学省 国立教育研究所発行

生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」より抜粋

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立坂本中学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの

◇いじめは、自分からは言いづらいもの

◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの

だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

「いじめ防止 これだけは！」（平成25年度4月岐阜県教育委員会）より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感を持った生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年・部活動
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、児童会・生徒会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

Ⅲ－１ いじめの早期発見

中津川市立坂本中学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。また、生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

早期発見の基本

- ◇児童生徒のささいな変化に気づくこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、
5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、伝えたい教員の机の上に張っておく。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。



日常的に行うこと

- ～生徒のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 夢ノートや部活日誌等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童生徒に声をかける。

定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。
- 個別支援会議や学年会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUTテスト等の実施と活用を行う。

資料の保管について

- アンケートの質問票の原本等の一次資料は実施より5年間、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は当該生徒卒業より5年間保管する。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

【心身の安全の保証】

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

【事実関係や心情を傾聴】

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

【日頃の連携に努める】

- ・生徒の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

Ⅲ－２ 重大事態への対応

中津川市立坂本中学校

【重大事態】とは

以下の疑いがある場合、「重大事態」と認定し、慎重かつ迅速に対応します。

- ①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。生徒の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いとは、次のようなケースが想定される。

ア 自殺を企画した場合	イ 身体に重大な障がいを負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合	エ 精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当な期間」については、年間３０日間を目安とする。
- ・ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安にかかわらず、中津川市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し出があったとき。

- ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして中津川市教育委員会に報告する。

重大事態の報告

◇学校は、日々案件が発生した場合には、直ちに中津川市教育委員会に報告する。

重大事態の調査

①重大事態の調査主体

- ・調査の主体は、学校か中津川市教育委員会である。ただし、次の場合は、中津川市「いじめ対策部会」により調査を実施する。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合
イ 学校の教育結果に支障が生じるおそれがあるような場合

②調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、学校又は中津川市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。
- ・学校は、事実としっかり向き合う。
- ・学校は、中津川市教育委員会に対して積極的に資料を提供する。
- ・学校は、中津川市「いじめ対策部会」における十分な協議を経た調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・生徒の自殺という事態が起こった場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証する。遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

調査結果の提供及び報告

①情報を提供する際の留意事項について

- ・学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒の保護者に説明する。
- ・これらの情報提供にあたっては、学校は生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果について、学校は中津川市教育委員会に報告する。

いじめ発見のポイント

中津川市立坂本中学校

ちょっとした生徒の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での生徒つかみのポイントとして下さい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室からでず、朝部活へ行かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 保健体育の授業や委員会するとき、座るのをためらわれる席の主。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる子。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされれる＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 校外へ出る。（商店へのパシリかも?）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。（女子に多い?）
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?パシリで鍵や物を取って来いと命令された）
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重い物）をやらされる子
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある子（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる子。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる子。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている子（当番に嫌がられている可能性あり）

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている子（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている子（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかれている子、雑巾を投げ付けられている子。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられてたりしても怒らない子。

7, 部活

- ① たまに練習におくれて、きつく責められる子。
- ② しばしば、しごかれる子。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる子。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう子。ペアになることを避けられる子。
- ⑤ 練習に行きたがらない子。さぼりがちな子。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる子。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると（先生が入れると）、他者がいやな顔をする子。

8, その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる子
- ② 急に、成績が下がった子。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいという。（鬱々さぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される、落書、画鋲が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 夢ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 夢ノートの中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ 夢ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

中津川市立坂本中学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。なお、生徒・保護者から、いじめに関わる申し立てがあったときは、重大事態発生として、市教育委員会へ報告、調査を実施します。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集 ※即対応できることを優先

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

＜把握すべき情報（例）＞

- ◆誰が誰をいじめているのか？
（加害者と被害者の把握）
- ◆いつ、どこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？
（内容）
- ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？
（期間）

- 被害を訴える生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。
- ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- 第三者（目撃者）、及び関係生徒への聞き取りを行う。順序は第三者から必ず行う。
- ・5W1Hを時系列になるように記録する。
- ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
- ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
- ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
- ・いじめられた児童生徒に寄り添いつつ、いじめた側の児童生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- 被害生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当時者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
- 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
- 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

○いじめの解消した状態 継続的（3ヶ月を目安とする）に状況を見届け再発防止に努める。

V いじめ防止対策のための組織

中津川市立坂本中学校

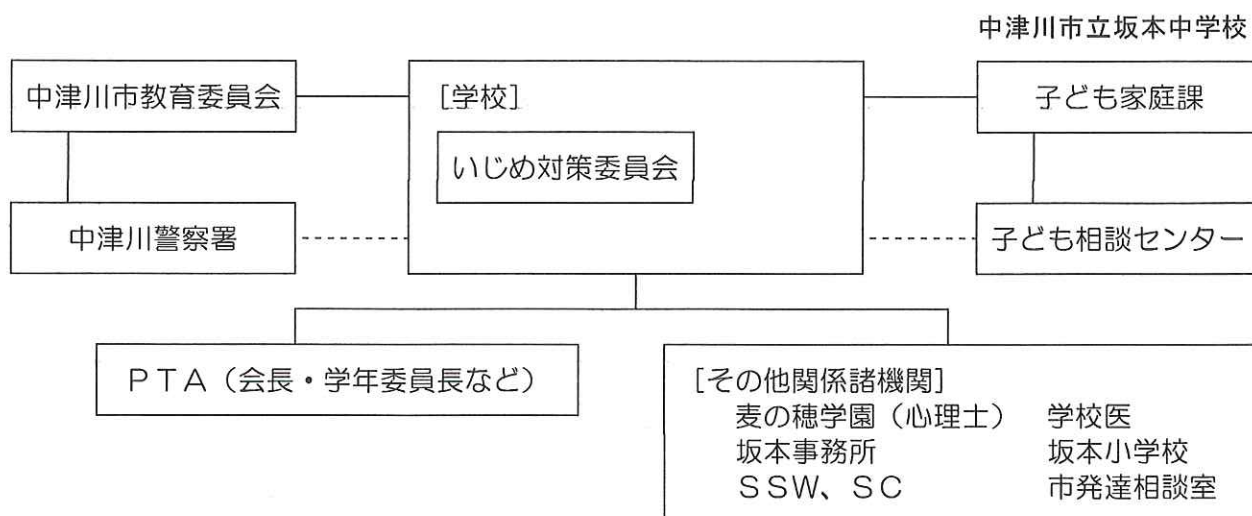
いじめ未然防止・対策委員会		いじめ対策委員	拡大いじめ対策委員
◎校長	——	「総括」	
教頭	——	「総括補佐、教育委員会連携」担当	
主幹教諭	——	「関係諸機関連携、小中学校連携」担当	
教務主任	——	「いじめ防止対策年間計画」担当	
○生徒指導主事	——	「心のアンケート作成・集計・分析」担当	
養護教諭	——	「日常の観察の集約・Q Uテスト」担当	
教育相談CO	——	「居場所・絆のある学年経営」担当（体験学習）	
学年主任	——		
人権主任	——	「ひびきあいの日の取り組み」担当	
道徳主任	——	「心を豊かにする道徳教育」担当	
研究推進委員長	——	「わかる授業づくり」担当	
学習部長	——	「学習規律づくり」担当	
生活部長	——	「生活規律づくり」担当	
情報主任	——	「情報端末に関わる研修」担当	
生徒会担当	——	「自治的な取り組みづくり」担当	

*外部から<SSW、SC>

＜いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）＞			
4月	- 拡大いじめ対策委員会① 指導方針、指導計画等 - いじめ防止職員研修① - 心の健康調査①	10月	- いじめ防止職員研修③ - 自己点検シート（国立教育政策研究所） - 心の健康調査⑥
5月	心の健康調査②	11月	- 拡大いじめ対策委員会③ - Q Uテスト - 心の健康調査⑦
6月	- Q Uテスト - 心の健康調査③	12月	- ひびきあいの日の取り組み実施 - 個別懇談 - 心の健康調査⑧
7月	- 拡大いじめ対策委員会② - いじめ防止職員研修②（情報モラル教育） - 個別懇談	1月	- Q U研修会（教育相談研修） - 心の健康調査⑨
8月	- 職員研修（学級経営・生徒指導研修） - Q U研修会（教育相談研修） - 心の健康調査④	2月	- 個別懇談 - 心の健康調査⑩
9月	心の健康調査⑤	3月	- 拡大いじめ対策委員会④ - 本年度のまとめ、次年度の方針検討 - いじめ方針について新入生へ伝達

*いじめ事案発生時は 緊急いじめ対策委員会を招集し対応にあたる。

Ⅵ 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-0119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線：164
中津川市 市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572-23-1111
恵那保健所		0573-26-1111

令和5年4月改訂